

お客さま各位

## 総合口座取引規定の改定のお知らせ

平素は、中日信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、2022年11月16日から、「Hi-Co（ハイコ）通帳」の取扱いを開始いたしました。

これにあわせて、「Hi-Co（ハイコ）通帳」にお預入れの総合口座担保定期預金につきましては、ATMにおいて、記帳や預入れができるように改定いたしましたのでお知らせします。

これからも、当金庫は、お客さまにご満足いただけますよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 改定する預金規定

規定名称	改定日
総合口座取引規定	2022年11月16日(水)

## 2. 改定する内容

改定後	改定前
<p>総合口座取引規定</p> <p>1. (総合口座取引) 変更ありません</p> <p>2. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れ又は払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは、当金庫所定の本人確認資料の提示を受け、ご本人と確認できた場合に限り、また、この預金について発行したちゆうしんキャッシュカードの取引について「カード規定」により取扱います。</p> <p>(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れは<u>当店のほか当金庫の現金自動預入払出兼用機（以下「預入機」といいます。）を利用することができます。なお、解約又は書替継続は当店のみで取扱います。ただし、当金庫が認めた場合に限り、当店以外の本支店でも取扱います。</u></p> <p>3. (定期預金の自動継続) ～10. (成年後見人等の届出) 変更ありません</p> <p><u>11. (預入機による新規口座開設時の印章の取扱)</u> <u>当金庫の預入機を利用して開設した口座の印章は、共通印鑑がお届け済の場合は共通印鑑、お届けがない場合は、総合口座取引の普通預金口座の印鑑とし、以後当該印鑑を共通印鑑とします。</u></p> <p>12. (印鑑照合等) ～25. (規定の変更) 変更なし</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2022年11月16日現在)</p>	<p>総合口座取引規定</p> <p>1. (総合口座取引) 変更ありません</p> <p>2. (取扱店の範囲)</p> <p>(1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れ又は払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは、当金庫所定の本人確認資料の提示を受け、ご本人と確認できた場合に限り、また、この預金について発行したちゆうしんキャッシュカードの取引について「カード規定」により取扱います。</p> <p>(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ<u>(追加)</u> <u>、解約又は書替継続は当店のみで取扱います。ただし、当金庫が認めた場合に限り、当店以外の本支店でも取扱います。</u></p> <p>3. (定期預金の自動継続) ～10. (成年後見人等の届出) 変更ありません</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>11. (印鑑照合等) ～24. (規定の変更) 変更なし</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2020年4月1日現在)</p>

※改定後普通預金規定は、店頭や当金庫のホームページにてご確認ください。また、改定日以降、窓口でお渡しいたしますのでお申し付け下さい。

中日信用金庫